

資料1(共通)	令和8年3月19日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 福祉・介護職員処遇改善加算について

「福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）」は、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月に創設されました。

令和8年6月から相談支援事業所も加算の対象として新たに追加され、生産性向上や協働化に取り組む事業者については加算率が引き上げられる予定です。

詳細については、必ず厚生労働省の通知及びQ&Aをご確認ください。

### 1 提出期限

- (1) 令和8年4月及び5月分の処遇改善加算を算定する事業者：**令和8年4月15日**
- (2) 上記(1)の事業者で、併せて6月から処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）分を申請する事業者：**令和8年4月15日**
- (3) 令和8年6月から新たに処遇改善加算を申請する事業者（処遇改善加算が新設されるサービスのみを申請する事業者を含む）：**令和8年6月15日**

### 2 提出書類のHP掲載場所

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/syoguukaizenn.html>

### 3 提出先

郵送（持参含む）、メールどちらでも受付いたします。

ただし、就業規則等の添付書類の提出がある場合は、できるだけ郵送（持参含む）でご提出ください。

<郵送・持参>

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課

※郵送する際は封筒に「令和8年度処遇改善加算計画書」と朱記してください。

※**例年、提出先が千葉県障害福祉課や千葉市介護保険事業課になっているケースがございます。お間違えないようお願いいたします。**

<メール>（就業規則等の添付書類の提出がない場合）

[shogai.todokede@city.chiba.lg.jp](mailto:shogai.todokede@city.chiba.lg.jp)

※件名に「【令和8年度処遇改善加算計画書】（事業所名又は法人名）」と記載してください。

※**例年、介護保険事業課あてのメールアドレスに提出しているケースがあります。メールアドレスが異なりますのでお間違えないようお願いいたします。**

#### 4 提出にあたって

※前年度算定している事業所・施設が、引き続き翌年度も算定する場合であっても、届出が必要です。  
※場合により提出書類が異なります。HPに掲載の「【千葉市】提出書類一覧表」にてご確認ください。

#### 5 添付資料について

「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について（第53回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和8年2月18日（水）資料）」（抜粋）

※正式な文書が示されましたら、別途通知します。

#### 【問い合わせ先】

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

TEL：043-245-5227（指導班）／043-245-5174（施設支援班）／043-245-5228（地域支援班）

FAX：043-245-5630

MAIL：shogai.todokede@city.chiba.lg.jp